

パブリック・コメント

宗像市景観まちづくりプラン（案）

宗像市景観計画（案）

大島地区準景観地区（案）

宗像市景観条例（案）

実施期間：平成25年11月7日～12月6日

宗像市都市建設部都市計画課

貸出資料を市役所総合案内、メイトム宗像（市民活動交流館）
受付に用意しています。

また、ファイルの中に計画・条例案等の内容をわかりやすく
まとめた概要版が入っています。

持ち帰ることができますので、ぜひご利用ください。

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施について

市では、「景観まちづくりプラン（案）」「景観計画（案）」「大島準景観地区（案）」「景観条例（案）」を作成しました。この案をもとに、さらに広く市民の意見を計画に反映させるため、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施します。寄せられた意見は必要に応じ、計画・条例等に反映していきます。また、結果は、市ホームページなどで公表します。

- * 計画・条例等と関係がないもの、意見提出で氏名等の必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害するものなどについては、意見等としてお受けしなかったり、公表しないことがあります。
- * 意見提出者の氏名等は公表しません。
- * 意見提出者への個別の回答は行いません。

計画・条例案等の名称	宗像市景観まちづくりプラン（案）、宗像市景観計画（案） 大島地区準景観地区（案）、宗像市景観条例（案）
内容	本市における良好な景観の形成の実現を図るため、その基本方針を定めるとともに、建築物や工作物、開発行為等について、具体的な景観形成基準を定めるもの。特に、大島についてはより法的拘束力の強い準景観地区を指定する。
意見募集期間	平成25年11月7日（木）～平成25年12月6日（金）
資料閲覧場所	市役所担当課窓口、市役所情報コーナー、大島行政センター、メイトム宗像、宗像ユリックス、各コミュニティ・センター、宗像ユリックス図書館
意見の提出ができる人	市民、市内の事務所・事業所への通勤者、市内の学校への通学者、市内の事務所・事業所を有する個人・法人その他団体、計画・条例案等に利害関係のある人
意見の提出方法	提出の様式は自由ですが、（1）住所、（2）氏名、（3）電話番号、（4）市外の人には勤務先など市との関係や利害関係を明記し、問い合わせ先へ郵送か、持参か、ファックスか、メールのいずれかで提出してください。市ホームページからも提出できます。
問合せ先	都市建設部都市計画課都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 TEL：0940-36-1484 FAX：0940-37-1242 メール：tosikei@city.munakata.fukuoka.jp

* 閲覧資料を自宅等に持帰ることができる貸出資料を用意しています。貸出期間は、最長1週間です。貸出資料は市役所総合案内、メイトム宗像（市民活動交流館）受付にて貸出を行っています。詳しくは、コミュニティ・協働推進課（36-5394）にお問合せください。